

神戸市北区放課後等デイサービス連携ネットワーク会

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、神戸市北区放課後等デイサービス連携ネットワーク会（略称、北区放連会）と称する。

【主たる事務局】

第2条 本会の事務局を神戸市北区有野中町2丁目5番19号 社会福祉法人陽気会地域連携室に設置する。

【目的】

第3条 本会は、本会会員である神戸市北区の学校に在学する児童生徒が利用する放課後等デイサービスと学校の連携をサポートし、利用者およびその保護者への支援の質の向上を図ることを目的とし、その目的のために、次の事業を行う。

- (1) 北区にある学校と放課後等デイサービス間に関する取り決め
- (2) 放課後等デイサービスに対する学校からの意見要望の集約
- (3) 放課後等デイサービスから学校への問い合わせ集約
- (4) 放課後等デイサービスに対する研修事業
- (5) 会員相互間の連携・情報の交換事業
- (6) 関係機関との地域連携・研修事業
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

【会員資格】

第4条 本会の会員は北区医師会の他、本会の目的に賛同する行政、障害相談事業所等、神戸市北区の学校、およびそれらの学校に在学する児童生徒が利用する放課後等デイサービスの事業所、親の会とする。

2 上記の他に会員については、別途定める。

【入会】

第5条 本会に会員として入会しようとする学校および事業所等は、入会申込書により申し込み、理事会の承認をもって本会の会員となる。

【入会金及び年会費】

第6条 本会の入会や運営にあたり、入会金や年会費は徴収しない。

【退会】

第7条 会員はいつでも退会することができる。

【除名】

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会あるいは理事会における特別会議にて、除名することができる。

- (1) 本会の会則または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により、会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通告するとともに、理事会において、当該会員の弁明の機会を与えなければならない。

3 第 1 項の手続きにより除名が決議されたときは、会長は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

【会員の資格喪失】

第 9 条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 事業所が閉鎖したとき

【会員資格喪失に伴う権利及び義務】

第 10 条 会員が資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、それまでの拠出金品等を返還しない。

【会員名簿】

第 11 条 本会は、会員の学校名、事業所名等及び住所、電話番号等を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

【種類】

第 12 条 本会の総会は定期総会及び臨時総会とする。

【構成】

第 13 条 総会はすべての会員をもって構成する。

【開催】

第 14 条 本会の定期総会は、年度当初の 6 月末までに開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

【招集】

第 15 条 総会の招集は、理事会が決定し、会長が招集する。

2 定期総会の招集のお知らせは、開催日より 1 週間前までに、会員に対して発する。

【決議】

第 16 条 総会の決議は、総会員数の議決権の 10 分の 1 以上を有する会員が出席（委任状を含む）し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

【議決権】

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき、1 個を有する。

【議長】

第 18 条 総会の議長は、会長または副会長、あるいは総会において出席した会員の中から議長を選出する。

【議事録】

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 役員

【役員の設定】

第 20 条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 以下の 11 名
 - ① 北区医師会から 2 名

- ②北区小学校長会から推薦された校長先生1名
 - ③北区中学校長会から推薦された校長先生1名
 - ④兵庫県立神戸特別支援学校から管理職1名
 - ⑤北区地域包括ケア推進総括協議会から1名
 - ⑥北区自立支援協議会から1名
 - ⑦神戸市北福祉事務所から1名
 - ⑧親の会から1名
 - ⑨事務局所在地の事業所の管理職1名
 - ⑩事務局長1名
- (2) 理事の中から1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- (3) 理事の中から2名を副会長とする。

【選任】

第21条 上記(1)①～⑨の選出は、各組織及び機関に一任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

【会長及び副会長の職務】

第22条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

【役員任期】

第23条 理事、監事の任期は、定期総会で承認されてから、2年とし、再任を妨げない。

2 年度途中、退任の補欠により選任された役員任期は、前任者の任期満了するときまでとする。

【解任】

第24条 役員は、総会の決議によって、会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって、解任することができる。

【報酬等】

第25条 役員報酬、その他の職務執行の対価として本会から受ける利益は一切ない。

第5章 理事会

【構成】

第26条 本会の理事会は理事11名で構成する。

【権限】

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

【招集】

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、職務不能なときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、開催の1週間前までに各理事に対して発する。

【決議】

第29条 理事会の決議は、理事の半数以上は出席(委任状を含む)し、出席理事の過半数をもって行う。

【議事録】

第30条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 事業年度

【事業年度】

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第7章 会則の変更と附則

【会則の変更】

第32条 本会則は、総会において、総会員数の議決権の10分の1以上を有する会員が出席（委任状を含む）し、出席会員の議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

【附則】

第33条 会則の改正後は、施行する日時を附則として記述する。

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。